

## 星薬科大学研究データポリシー解説

2024年3月19日 制定

### (趣旨・目的)

1. 星薬科大学（以下「本学」という。）は、薬学を通じて世界に奉仕する人材育成の揺籃となることを建学の精神とし、人材育成の根本理念として親切第一を掲げている。

これらの理念に基づき、教育・研究機関として薬学の発展に寄与するため、本学の研究過程で得られた研究成果を適切に保存・管理・公開し、可能な限り研究データの利活用を促進することに努め、研究の質と透明性を向上させるとともに、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤づくりへ取り組む。

以上のことから、本学における研究データの保存・管理および公開に関する基本指針を示す研究データポリシーを以下のとおり定める。

本学の建学の精神および教育理念のもとに本学の取組み方針を定め策定することを示した。

### (研究データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、星薬科大学における研究活動の過程で研究者により、収集または生成された情報を指し、デジタル／非デジタルを問わない。

- 研究データとは、研究過程で生じるあらゆるデータを指す。収集・生成したものに限らず、それらを解析・加工したデータも含まれ、データ形式は問わない。ただし、学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

### (例)

- ・ 実験データ
- ・ 実験ノート・研究ノート・フィールドノート
- ・ アンケート
- ・ 音声・画像
- ・ 標本
- ・ プログラム
- ・ 統計データ

- 分野の特性や研究データの特質により異なるため、実施要項等において適切な適用範囲を定めることとする。
- 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーが対象とする研究者は、本学の役員、教職員、学生等とする。

本学に所属する全ての役員・教職員、研究員、ならびに博士課程・修士課程・学士課程に在学する学生、研究生、研修生等本学で修学し、本学で研究活動を行うものをいう。

(大学の責務)

4. 本学は研究データ保存・管理および利活用を支援する環境を整えるものとする。

研究者が適正な研究データの保存・管理・公開・利活用ができるような環境を整備することが重要である。

(例)

- ・ 研究データ管理・保存基盤の提供
- ・ 研究データ管理計画等の作成支援
- ・ 研究データ公開基盤（リポジトリ）の提供
- ・ 公開研究データのメタデータ作成支援
- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関わる実施要項等の策定
- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

(研究者の責務)

5. 原則として、研究者は自らが収集・生成した研究データを適切に管理し、可能な限り公開し利活用に供する権限を有するとともに、関係法令や契約、および倫理的要件等に従い決定することができる。

- 研究者は関係法令や契約、本学の規程など倫理的要件に従い、第三者の権利を害さない範囲において研究活動を行う。

- 研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データについて、関係者と協議の上、研究データの取り扱いを定める。
- 研究者は、それぞれの研究分野における法的・倫理的要件に基づく特段の定めがない限り、原則として、可能な限り FAIR 原則に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable (見つけられる)」、「Accessible (アクセスできる)」、「Interoperable (相互運用できる)」、「Reusable (再利用できる)」の略である。研究成果である研究データの公開と共有のための原則として認知されている。

(ポリシーの見直し)

6. 社会情勢および学術環境の変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

データの保存・管理・公開の在り方は、社会情勢や学術環境に応じて変化すると想定できるため、本ポリシーについても柔軟に見直すことを明確に示している。